

## 議案第 7 2 号

### 小田原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

#### [改正理由]

動物飼育手当を廃止するとともに、新たな感染症等に係る感染症接触手当の特例の整備を行うため改正する。

#### [内 容]

##### 1 動物飼育手当の廃止（第 2 条及び旧第 1 0 条関係）

城址公園において動物の飼育作業に従事した職員に対して支給する動物飼育手当を廃止することとする。

##### 2 感染症接触手当の特例の対象となる感染症の変更（附則第 4 項関係）

従来の新型コロナウイルス感染症を対象としていた感染症接触手当の特例を、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症で政府対策本部が設置されたものを対象とする特例に変更することとする。

#### [適 用]

##### 1 動物飼育手当の廃止

令和 6 年 1 月 1 日

##### 2 感染症接触手当の特例の対象となる感染症の変更

公布の日